

医学部 医学科

□ 募集枠について 《 (1)一般枠 / (2)地域医療枠 / (3)神奈川県指定診療科枠 》

医学部医学科には、(1)～(3)の3種類の募集枠があります。出願に際しては、各募集枠に対する志望の有無と順位について、以下の5つのパターンから選択します。なお入学後6年間の医学科教育カリキュラムは同一です。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
(1) 一般枠	第3志望	第2志望	第2志望	第1志望	第1志望
(2) 地域医療枠	第2志望	第3志望	第1志望	第2志望	志望なし
(3) 神奈川県指定診療科枠	第1志望	第1志望	志望なし	志望なし	志望なし

(2)と(3)は、地域医療機関における医師確保の安定化に寄与するために設けられています。(2)の地域医療枠は、神奈川県内の地域医療に従事する医師を、(3)の神奈川県指定診療科枠は、神奈川県内で特に不足している7診療科(産科・小児科・麻酔科・外科、内科・救急科・総合診療科)に従事する医師をそれぞれ養成します。(2)(3)の募集枠を志望に含む場合は、本人による「誓約書」、および出身高等学校からの「推薦書」(注)の提出が必要となります。また(3)神奈川県指定診療科枠を志望に含めることができるのは、神奈川県内の高等学校出身者または神奈川県内に1年以上居住したことがある方に限られます。

(注)出身高校からの推薦書が得難い者(高等学校卒業程度認定試験合格者や出身高校が廃校になった者等)については、事前(出願する前)に大学に申し出てください。

(1) **一般枠** (募集人員58名：出身高校所在地や県内居住歴の制約なし)

従来の前期日程として募集してきた枠で、入学後6年間の医学科教育カリキュラムを履修します。

▼在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ(一般枠)

6年間	2年間	3年間程度	数年間
医学科教育	初期臨床研修	専門医研修	専門性のより高い分野の研修

(2) **地域医療枠** (募集人員10名：出身高校所在地や県内居住歴の制約なし)

入学後、6年間の医学科教育カリキュラム(一般枠・神奈川県指定診療科枠と共通)を履修し、卒業後は2年間の初期臨床研修および、その後7年間、神奈川県内の医療機関において勤務します。

この枠の志願者には、出願時に出身高等学校からの「推薦書」(高認試験合格や廃校等の場合は応相談)および地域医療枠用「誓約書」を提出する必要があります。

▼在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ(地域医療枠)

卒業後は神奈川県が作成し、本人が選択するキャリア形成プログラム★に沿って従事します。

6年間	2年間	7年間
医学科教育	県内の基幹型臨床研修病院が作成するプログラムに基づく初期臨床研修	7年間、選択したキャリア形成プログラムに沿い、本学附属病院をはじめ、神奈川県内の医療機関において診療業務(地域医療を実践する)に従事 ※1 専門医研修を行うことも可能 ※2 留学や大学院進学等の一時中断についても神奈川県と協議可能

(3) **神奈川県指定診療科枠** (募集人員2名：神奈川県内高校出身または1年以上の居住歴が必要)

将来、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科^{*}、内科、救急科および総合診療科のうち、神奈川県が初期臨床研修修了までに指定する診療科の医療に、初期臨床研修修了後従事することを目的とした募集枠です。この枠では学部1年次～6年次の6年間、神奈川県から修学資金の貸付を受けることが条件となります（貸付金額等については別紙「神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について」を参照してください）。借り受けた修学資金については、本学を卒業し、初期臨床研修を含む9年間（本学在学期間である6年間の1.5倍の期間）を本人が選択したキャリア形成プログラムに沿って神奈川県内の病院において、神奈川県知事が指定する診療科の業務に従事することで返還の義務は免除されます。

入学後、6年間の医学科教育カリキュラム（一般枠・地域医療枠と共通）を履修し、卒業後は、神奈川県内で2年間の初期臨床研修を行います。その後、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、神奈川県内の医療機関において7年間の診療業務に従事します。

在学中には、県内地域枠医師や自治医科大学派遣医師とのイベント実施による医学生の交流会等へ参加することができ、卒業後も神奈川県（地域医療支援センター）が行うキャリア支援サポートを受けることができます。

なお、初期臨床研修及び初期臨床研修修了後に勤務する医療機関は、本人が選択したキャリア形成プログラムに沿って知事の指定する医療機関の中から選定します。この知事の指定する医療機関は、医師が不足している地域における中核的、かつ、勤務体制の整っている医療機関を想定しており、指定診療科の指導の下で勤務していただきます（県立病院に限るものではありません）。また、9年間同一の指定医療機関に勤務するとは限らず、県内医療の状況を見ながら、いくつかの医療機関に勤務していただく場合もあります。

（※外科とは、日本専門医機構の外科の基本領域とし、具体には外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、小児外科、内分泌・甲状腺外科がこれにあたります。）

▼**在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ（神奈川県指定診療科枠）**

卒業後は神奈川県が作成し、本人が選択するキャリア形成プログラム★に沿って従事します。

6年間	2年間	7年間
医学科教育 ※神奈川県より修学資金を貸与	県内の基幹型臨床研修病院が作成するプログラムに基づく初期臨床研修	7年間、選択したキャリア形成プログラムに沿い、本学附属病院をはじめ、神奈川県内の医療機関において指定した診療科で診療に携わった場合（地域医療を実践している場合）、修学資金の返還義務は免除 ※1 産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科の中から選択 ※2 専門医研修を行うことも可能 ※3 留学や大学院進学等の一時中断についても神奈川県と協議可能

★キャリア形成プログラムとは、義務年限中におけるキャリア形成について、就業先となる医療機関をコース（診療科）別に示したもの。詳細は神奈川県ホームページをご参照ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/kyariakeisei.html>

《**神奈川県指定診療科枠に関する補足事項**》

- 次のような場合には、修学資金の貸付を停止します。
 - ◇ 大学を退学、または退学させられたとき。
 - ◇ 修学生であることを辞退したとき。
 - ◇ 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
 - ◇ 学業成績や品行が著しく不良となったと認められるとき。
 - ◇ 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
 - ◇ 第6学年時にキャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
（キャリア形成プログラムの選択に関しては、初期臨床研修修了前に変更することが可能です）
 - ◇ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 修学資金返還免除のために必要な勤務期間9年間のうち、妊娠・出産・育児、その他、県がやむを得ないと認める事由により医療業務に従事できない期間は、この9年間には含まれません。
- 初期臨床研修修了後、専門医研修等を行いながら大学院教育を受けることも可能です。